

[事案 2020-185] 契約取消請求

・令和2年10月12日 不受理決定

<事案の概要>

認知症により判断力・理解力が低下していた自分の父に対して、自分の弟と募集人が誘導して契約手続を実施させたこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、本件を判断するためには、契約者(申立人父)の三男である申立人弟が重大な利害関係を有しているため、申立人弟の手続的保障(主張・立証の機会)が不可欠であるが、利害関係が対立している中、申立人弟からの主張・立証の機会を確保することができず、また、申立人父は既に死亡しており、契約時の状況等を把握することもできず、事実認定が著しく困難であることから、申立てを不受理とした。